

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

- 1 この特記仕様書は、水道工事標準仕様書(2010 日本水道協会、以下「標準仕様書」という)でいう特記仕様書(以下「特記仕様書」という)で、笛吹市公営企業部水道課の行う当該工事の施工に適用する。

なお、標準仕様書および特記仕様書に記載のない事項については、山梨県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という)の規定に従い施工するものとする。

第2条 対象区域

- 1 区域は、笛吹市全域を対象とする。
- 2 本業務は笛吹市全域において、現在布設されている給水管を水道給水用ポリエチレン管に布設替える工事である。また、工事の実施箇所はその都度、甲が指示を行うものとする。

第3条 主任技術者(業務責任者)等及び業務内容

- 1 主任技術者(業務責任者)・監理責任者
 - 1)主任技術者 業務にあたり具体的な業務の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行う。また、業務の執行に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理及び労務管理を行う。また、実施清算書、月別報告書及び各工事内訳書、位置図、写真等の作成を行う。
 - 2)監理責任者 この契約の履行に関し、その管理を行う。なお、書類提出時の確認者とする。
また、工事を施工する場合にあつては、建設業法に定める技術者を配置しなければならない。
- 2 業務内容
 - 1)給水装置工事の標準施工内容に基づいた材料・工種を積算計上するが、業務内容については監督員の指示によるものとする。
 - 2)甲は、緊急的な業務の必要が生じた場合、口頭、ファックスまたは、「緊急作業指示書」により、乙に指示を行う。乙は、指示を受けた場合、速やかに対応するものとする。
 - 3)乙は、対象工事の月毎に業務内容等(実施月日、作業概要、使用資機材、労務参考見積、写真等)を整理して「緊急業務委託報告書」により甲に提出する。
 - 4)撤去した給水管の処理等はその都度監督員が指示する方法によること。
 - 5)アスファルト処分は運搬距離 6.5 km以内、濁水処分は運搬距離 14.2 km以内を想定している。

第4条 残土処理について

- 1 本工事で発生する残土は、次のとおりとする。
 - ①搬出場所: 笛吹市境川町大坪地内
 - ②運搬距離: 6.5km 以下

第2章 安全管理等

第5条 安全・訓練等の実施

- 1 業務の執行に際し、現場に即した安全・訓練等について、業務着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、つぎの項目から実

施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - 2)業務内容等の周知徹底
 - 3)業務安全施工技術指針等の周知徹底
 - 4)業務における災害対策訓練
 - 5)業務で予想される事故対策
 - 6)その他、安全、訓練等として必要な事項
- 2 業務の執行に際し、定期に使用機械の点検確認を行うものとする。なお、工事施工管理については建設工事必携(土木工事共通仕様書等)に準ずるものとする。
 - 3 業務の執行に際し、止むを得ない事情により通行止等をする際には、区長、近隣住民に周知徹底を図り、トラブルの無いよう努めること。

第6条 業務休暇・休日施工報告

- 1 契約期間中、請負者が長期に業務休暇となる場合、休暇日より3日前までに監督員に報告するものとし、緊急連絡先及び、当直点検員を書面にて提出し、監督員の承諾を得るものとする。また、休祭日において施工する場合についても、同様とする。

第3章 その他

第7条 工期

- 1 工期は、契約日翌日から令和8年3月21日までとする。

第8条 経費・単価等

1 定義

本工事は実施金額が請負金額まで達した時点で業務完了とし、変更契約を行わないものとする。原則として、業務途中での部分払いを行わないものとする。ただし、不測の事態が生じた場合はこの限りでない。

緊急補修工事(以下、緊急工事)とは原則、監督員指示日から3日以内に工事完了するものとする。

2 経費

- 1)経費については「水道工事」を適用する。
- 2)施工地域区分については「一般交通影響有(2)」を適用する。
- 3)消費税については10%を適用する。

なお、上記によりがたい場合は、別途、監督員と協議するものとする。

3 単価・積算

直接工事費に計上する、労務単価、原材料単価については山梨県実施設計単価、建設物価等を使用するものとし、積算については積上げ方式もしくは、土木工事標準積算基準書に定めるところの標準歩掛りを使用する。なお、特殊な工種、製品については別途見積書等により監督員と協議するものとする。

契約期間中における経費率の変動、公表単価の変動については、そのつど見直しを行うものとする。

4 熔融スラグを利用した建設資材の優先使用について

受注者は、「熔融スラグ有効利用ガイドライン」(平成 29 年 10 月)に基づく熔融スラグを利用した建設資材(密粒度アスファルト混合物(再生密粒度))については、優先使用に努めるものとする。

第9条 週休2日制(非適用)

この工事は笛吹市が指定する週休2日制適用工事(受注者希望型)の非適用工事とする。

第10条 交通誘導員等

1 交通誘導員

交通誘導員Bを総計24人計上している(2名/日、交代要員無)

2 その他、この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

第11条 提出書類の作成

1 月別提出書類

業務の指示があった場合、箇所別内訳表、位置図、写真(着工前・施工時・完成)を作成し実施状況等を整理する。ミルシート、マニフェストは別途、打合せ簿を付けて提出する。また、必要箇所については施工図面(展開図・配筋図等)、を添付すること。

表紙に緊急工事打合せ簿、実施清算書、月別報告書、箇所別位置図、箇所別内訳表、箇所別写真の順にまとめて提出する。

2 箇所別内訳表

1) 簡潔にわかりやすく、A4 サイズで作成する。

2) 番号は、指示のあった順(施工日順)に番号をふり、位置図にインデックスを貼る。提出写真と対比が出来るようにする。

3) 箇所別内訳表は月別にまとめ、更に労務費と資材費(材料費)ごとに集計を行う。

4) 労務費は、標準施工単価とするか、積上げ方式の場合、業務に要した時間を人工に換算して集計を行う。

(普通作業員 2.0h→0.25 人 1.0 日→1.00 人)

支給品運搬費は直接工事費に計上できる。

5) 資材費(材料費)の単価は、特殊なものを除いて建設物価・積算資料等の公表価格(現場卸し価格)を原則として使用するものとする。

6) 質量 20t 未満の建設機械、及び器材等は共通仮設費に含まれるものとし、質量 20t 以上の建設機械、仮設費、重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用、重建設機械等の賃料は積上げにより直接工事費に計上することができる。

7) 実施月の末日から翌月7日までに提出を行い、監督員の確認を行うこと。労務費・単価に疑義が生じた場合は再度協議により提出する。

8) 交通誘導員を配置した場合は、月別報告書に入力する。

3 完成書類

実施金額が請負金額を満たした場合、各月別報告書及びその他書類をまとめ、実施清算書を添付し、最終報告とする。(チューブファイル等1部提出)